

令和4年2月21日

保護者 様

豊橋市教育委員会
教育長 山西 正泰

校内で新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応の変更について（お知らせ）

日頃より、本市の教育活動にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

現在、市内では新型コロナウイルス感染症がオミクロン株へ置き換わり、感染者は急激に増加し、大変厳しい状況が続いておりますが、今後も、校内での感染予防対策を徹底し、できる限り教育活動を継続してまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

さて、本市の臨時休業の判断基準について示させていただいておりますが、オミクロン株の特徴を踏まえた上で、学校教育活動の継続、児童生徒の居場所の確保、保護者負担の軽減等を考慮し、下記のとおり基準を変更して実施してまいります。

記

臨時休業の基準

「校内で感染が広がっている可能性が高い場合」は、以下の基準により臨時休業とします。

【学級閉鎖】（土日祝を含めた3日程度を目安）

○以下のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合

① 同一の学級において*感染可能期間に登校していた感染者が3名以上いる場合

※感染可能期間 症状有…発症の2日前 無症状…検体採取日の2日前

② 感染可能期間に登校していた感染者が判明し、その濃厚接触者及び未受診の風邪等の症状を有する者が合わせて学級の10%以上いる場合

③ その他、設置者で必要と判断した場合

【学年閉鎖】

○複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合

【学校全体の臨時休業】

○複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合

<お問い合わせ先>

豊橋市教育委員会学校教育課 0532-51-2826

教育政策課 0532-51-2805

保健給食課 0532-51-2258